

四街道市企業立地促進基本方針

令和3年4月1日施行

1. 目的

この基本方針は、「四街道市総合計画後期基本計画」及び「四街道市都市マスタープラン」に基づき、企業立地の促進に関する基本的な方向性や重点施策について示すことにより、企業立地を戦略的に促進していくことを目的とする。

2. 立地環境

- (1) 本市は千葉県北西部、首都圏40km圏内に位置し、隣接する県都千葉市や航空貨物の取扱量が日本一の成田国際空港にも至便な地理的環境から、交通インフラが発達し利便性が高い。鉄道では、JR総武本線の四街道駅や物井駅があり、道路では、国道51号や主要地方道浜野・四街道・長沼線などが通り、東関東自動車道四街道ICもあることから、都心や成田国際空港への交通アクセスに恵まれている。
- (2) 人口約9万5千人の住宅都市で、自然発生的に拡大を続けてきた既成市街地を中心に計画開発地が郊外に点在している。近年では、物井駅に近接する新興住宅地もねの里が開発され、又、市街化区域等での小規模な宅地開発件数も伸びており、こうした地域に子育て世帯を中心とした市外からの転入が進み、少子高齢化が進行する現在においても人口が増加しており、企業にとって雇用を確保しやすい環境にある。
- (3) 市街地中心部には、人口が集中し商業業務機能が集積する四街道駅周辺地区がある。地域拠点には、交通至便な場所であり、人口増加により商業業務機能が強化され、且つ工業機能が集積する物井駅周辺地区がある。又、国道51号と都市計画道路3・3・1号山梨臼井線が接続し、広域交通交流エリアの特性から流通機能等の集積に適した成台中地区がある。

3. 基本的な方向性

- (1) 雇用の拡大及び経済の活性化を図るため、地域の特色を活かし、且つ地元雇用に配慮した企業の立地を促進する。
- (2) 四街道駅周辺及び物井駅周辺については、立地条件を活かし、商業業務機能を有する企業の立地を促進する。
- (3) 成台中地区及び国道51号沿道地域については、都市計画道路3・3・1号山梨臼井線や国道51号の4車線化の整備により都市間交流が活発になると想定されることから、広域交通交流エリアの特性を活かし、流通機能、商業業務機能、沿道サービス機能を有する企業の立地を促進する。
- (4) 四街道工業団地、鷹の台（御成台研究学園都市）については、現在進出中の企業と連携し既存の産業機能の維持に努めるため、時代に即した高度化を推進する。

- (5) もねの里については、人口増加により商業業務機能が強化されていることから、他の機能を集積し都市機能の均衡を図ることにより、地域核としての更なる発展を目指す。
- (6) 企業立地促進法に基づく「成田空港・圏央道沿線地域基本計画（千葉県策定）」との整合も踏まえ、食品関連、ものづくり関連、流通関連などの産業を中心に集積を図る。
- (7) 国や県、関係機関や団体等と緊密に情報連携を図るとともに、相談・協力体制の整備に努める。
- (8) 企業訪問等により企業ニーズを的確に把握するとともに、企業立地に向けて本市が持つ様々な魅力を積極的にPRしていく。

4. 重点的な施策

(1) 推進体制の整備

企業立地を専門とするコンサルタント等との連携により、企業立地に向けた総合的な推進体制を整備する。

(2) 企業ニーズの把握

企業への個別訪問や企業関連の情報収集等を行うことにより、企業ニーズを的確に把握する。

(3) 情報の発信

交通条件に恵まれた地理的環境、身近に緑が多い住宅環境、子育てがしやすい生活環境など、本市の特性や強み、各種支援制度のほか、特に子育て世帯が重要視する「育住近接」や、「職住近接」「商住近接」が可能な地域であることを積極的に打ち出すため、様々な情報ツールを活用して情報発信に努める。

(4) マッチングの強化

本市への進出を検討している企業や事業拡大を計画している既存企業と、土地や建物の売却等を考えている所有者との相互紹介を効率的かつ円滑に行えるよう、買い手と売り手（借り手と貸し手）のマッチング強化を図るための企業立地ネットワークを構築する。

(5) 企業への支援

良好な企業運営の側面支援に当たるため、インフラ整備や労務、操業に伴う様々な課題への対応を継続的に行うほか、新規立地企業の経費負担や既存企業の再投資に対する支援制度を検討する。

(6) 企業立地協力者への支援

企業に対して土地や建物の売却等を行った所有者への支援制度を検討する。